地域別 ＼ 収容定員別	二〇人以下	二一人以上
東京都の区の存する地域	三、二七二円	二、七六五円
町田市　国立市　大阪市	三、一九六円	二、七〇二円
さいたま市　八王子市　中市　横浜市　府川崎市　名古屋市　豊田市	三、一二一円	二、六三九円
千葉市　市　堺市　京都市　大津市　奈良市　神戸市　島市　広福岡市	三、〇七〇円	二、五九七円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　泉佐野市	二、九六九円	二、五一四円
札幌市　前橋市　小田原市　富山市　金沢市　福井市　松本市　岐阜市　長野市　豊橋市　岡崎市　和歌山市　姫路市　岡山市　福山市　長崎市　北九州市	二、八九四円	二、四五一円
上記以外の市及び町	二、八一八円	二、三八九円

2　前項の場合には、委託事務費の物件費に相当する額として、被保護者一人一日につき、委託先の収容定員が二十人以下の場合には六百六十八円を、二十一人以上の場合には五百三十一円を、それぞれ支弁する。

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、第一項の表の額に次の額を加算する。

地域別 ＼ 収容定員別	二〇人以下	二一人以上
旭川市　帯広市　北見市	一七五円	一四六円
札幌市　釧路市　網走市	一五五円	一二九円
函館市	一四九円	一二四円
青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市	一一八円	九八円

4　前三項の規定は、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者（以下「認可事業者」という。）以外の者に委託した場合には適用しない。

2　第六条第二項を次のように改める。

認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費の人件費に相当する額として、第五条第一項に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき、次の額とこの額を基礎として算定した場合における健康保険法、厚生年金保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により事業主が負担することとされる保険料に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを合計した額を支弁する。

地域	
東京都の区の存する地域	四二九、七一五円
町田市　国立市　大阪市	四一八、八五〇円
さいたま市　八王子市　府中市　横浜市　川崎市　名古屋市　豊田市	四〇七、九八四円
千葉市　京都市　大津市　堺市　奈良市　神戸市　広島市　福岡市	四〇〇、七四〇円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　泉佐野市　津市	三八六、二五二円
札幌市　前橋市　小田原市　富山市　金沢市　福井市　松本市　岐阜市　長野市　豊橋市　岡崎市　和歌山市　姫路市　岡山市　福山市　長崎市　北九州市	三七五、三八六円
上記以外の市及び町	三六四、五二〇円

第六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「五千三百二十円」を「六千八十一円」に、「八百八十七円」を「千百二十四円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の額」を「第二項の表の額」に改め、同項の表中

三〇、〇四九円	二六、六〇九円	二五、六七五円	二〇、二七五円	

を

二六、三八〇円	二三、三六〇円	二二、五四〇円	一七、八〇〇円	

に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合には、委託事務費の物件費に相当する額として、第五条第二項に規定するもののほか、福祉職員一人一月につき、一万千七百三十円を支弁する。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第八十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。